

## 資源物持ち去り行為の防止に関する条例について

## 1 経緯及び背景

近年、軽トラック等を用い、ごみ置き場からアルミ缶等の資源物を組織的に持ち去る行為が頻発しています。資源物を持ち去る行為に関しては市民からの苦情件数も急増しており（平成 21 年度 4 件，平成 22 年度 17 件，平成 23 年度 107 件，平成 24 年度 191 件，平成 25 年 12 月末現在 219 件），持ち去り防止対策の実施が求められています。

そのため、学識経験者，地域団体，警察，行政等で構成する「資源物持ち去り防止対策検討委員会」，その後，「資源物持ち去り防止に関する条例検討委員会」を設置し，平成 25 年 10 月までの間に 5 回会議を開催して意見を伺いました。

委員会では，「持ち去り行為を規制する法的根拠が必要であるが，現行法令では規制が困難なため，罰則付きの条例を早期に制定してほしい」との要望が出されるとともに，「家庭ごみ及び地域集団回収からの持ち去りを包括的に規制すべき」，「持ち去り者だけではなく買い取り者への規制も必要」などの意見が出されました。

これらの意見を踏まえ，条例骨子について検討を行いました。



持ち去りをしている軽トラック

## 2 条例骨子（案）

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正により実施するもの。

### 1 収集等の禁止

市、地域集団回収実施団体及び委託された者以外の者が、家庭ごみや資源物を収集することを禁止する。

#### (1) 家庭ごみについて

対象者；市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者

対象物；家庭ごみ（可燃ごみ，不燃ごみ，空きびん・ペットボトル及び粗大ごみ）

対象場所；一般廃棄物処理計画において定められた場所

禁止行為；収集，運搬，積替え又は保管

#### (2) 地域集団回収について

対象者；地域集団回収実施団体を構成する者又は地域集団回収実施団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者

対象物；資源物

対象場所；地域集団回収実施団体が地域集団回収を実施するために指定した場所

禁止行為；収集，運搬，積替え又は保管

### 2 禁止等の命令

1 の対象者が、禁止行為に違反したときは、これらの行為の禁止，中止，返還及びその他の必要な措置を採ることを命ずることができる。

### 3 買い取りの禁止等

- ・禁止行為に違反して収集された対象物を買取ることを禁止する。
- ・買い取り禁止に違反した法人等の名称及び違反の内容を公表することができる。

### 4 罰則

- ・2 の禁止等の命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。
- ・違反者が従業員である場合などは、行為者を罰するほか、その法人又は代表者等に対して同様の罰則を科する。（両罰規定）

### 3 パブリック・コメントの実施について

- (1) 意見募集期間 平成 25 年 12 月 20 日（金）～平成 26 年 1 月 20 日（月）
- (2) 閲覧・配布場所 情報公開室, 情報プラザ, 各区広報担当課及び生活環境課, 各出張所, 福岡市ホームページ
- (3) 意見提出方法 窓口提出, 郵送, ファックス, 電子メール

### 4 意見提出状況と概要

- (1) 意見提出者数 29 人 + 1 団体
- (2) 意見の件数 50 件
- (3) 意見の概要
  - ① 禁止対象物について …… 3 件  
(個人的に活用する場合は認めるべき, ごみ全般を対象にすべき 等)
  - ② 禁止対象者について …… 5 件  
(車両を使用したり組織的な持ち去りに限定すべき 等)
  - ③ 買い取りの禁止について …… 2 件  
(買い取りに対する罰則を付けるべき 等)
  - ④ 罰則について …… 3 件  
(罰則を強化すべき 等)
  - ⑤ 条例の制定を望む …… 4 件
  - ⑥ 条例の制定に反対 …… 7 件  
(日雇労働者やホームレス等の仕事, 生活の糧, 生きる喜びが奪われる等)
  - ⑦ その他 …… 26 件  
(その他の主な意見)
    - ・ホームレスに対して配慮してほしい
    - ・ごみの表記, 分別 (袋) 等について検討してほしい
    - ・缶は不燃ごみではなく地域集団回収に出すようにすればよい
    - ・市民が現行犯逮捕できるようにすべき
    - ・再発防止指導を行うべき
    - ・海外への不適正処理に対する罰則を付けるべき
    - ・持ち去っている暴力団を取り締まるべき 等

### 5 今後のスケジュール

- (1) 平成 26 年 3 月 市議会へ改正条例案付議
- (2) 平成 26 年 4 月 改正条例施行 (予定)

(参考資料)

### 資源物の持ち去り行為の防止に関してホームレスへの対応について

今回の条例改正は、近年急増している組織的な持ち去り行為への対策を求める市民の声をふまえて実施するものです。従来からアルミ缶等の資源物を収集しているホームレスについては、持ち去り行為の防止とあわせて、ホームレス自立支援策へ誘導するよう保健福祉局と連携して取り組んでまいります。

#### ○ホームレス自立支援策について（保健福祉局の施策概要）

- ・ホームレスについては、巡回相談員が駅や公園、河川など市全域を巡回して個別の相談に応じ、路上生活からの自立に向けた支援を行っています。
- ・就労可能な方については、就労自立支援センターへの入所により一時的な生活の場を提供し、ハローワーク等とも連携した就労支援を行っています。
- ・就労が困難な方については、生活保護制度を適用し、ホームレス状態からの脱却を支援しています。

